消費生活センタ・ だより

場合は、警察に相談しましょう。

トラブルに遭う人のほとんどが高齢者です。

家族

脅されるなど恐怖を感じるような方法で勧

誘

さ

れ

ません。

受け取っ

ても、

断ったにもかかわらず一方的に商品を送り

うけ

られ

安易に受け取らないようにしましょう。

てしまっても決してお金を支払って

は

1) to

※トラブルに遭われた方は、

一人で悩まず早めにご相

(囲の人も気を配りましょう。

消費生活に関するご相談は牛久市消費生活センターへ

【相談日】 月~金曜日(午前9時~午後4時)

【問い合わせ】 牛久市消費生活センター 2830-8802 FAX830-8803

注文を受けた健康食品を送る」と電話が 留 注文する気がないことを伝えると、 同 IJ 封 !? !? 入していたのでその 裁判にかける かかってきた。

の名前や商品の金額(約4万円)など全く知らない業者だと気づいたが、 くください」という電報も届いた。 金が入ったらすぐに払え」と電話があり、 金書留の封筒が一緒に入っていた。 などと言われ、 セルできない。 者だと思い、 少し前に健康食品のサンプルを購 夜も眠れない。 の金額(約4万円)などが既に記入された現 仕方なく受け取りを承諾した。商品が届き、 申し込みを録音している。 どうしたらよいか心配 数日後、 箱の中には、

うな口調 れて健康食品を送りつけられるトラブルの中で、 、ます。 緒に 注文した覚えがないのに「注文されている」などと言わ 現金書留封筒が送られ、 で支払いを迫られた、 という相談が寄せられ その後電話などで脅すよ 商品

「牛久のわん・にゃんこ」





舘川家(ひたち野西2丁目)の"こうめちゃん" (MIX/メス/8カ月) 譲渡会のときは、不安そうだったこうめも、今では、毎日イタズラをしな がら、家中を走り回って、置物に激突、乳歯が取れてしまいました。とても、 おてんばの女の子です。大切な家族の一員です。

昨日は、「れんら

業者から「年

こちら

「キャン

※掲載希望の方は、環境政策課(☎内線1562)か下記宛先まで、住所、氏名、 電話番号に写真とエピソード(100文字程度)を添えて郵送または、Eメー ル(kankyou@city.ushiku.ibaraki.jp)でお送りください。

【応募先】 〒300-1292牛久市中央3-15-1 牛久市役所環境政策課 「牛久のわん・にゃんこ係」

ドッグラン市民無料開放日 12月4日(水)・8日(日)・25日(水)

ツインギー・アンド・パラダイス(猪子町832-5) 78886-6616

※この事業は、ツインギー・アンド・パラダイスのご厚意により、無償で行っています。 ※利用条件など、詳しくはツインギー・アンド・パラダイスへお問い合わせください。

犬の飼い主様へ 放し飼い・ノーリードは、やめましょう!

動物愛護管理法や都道府県の条例に基づき犬の放し飼いは、原則禁止されています。外出の際は、犬 には必ずリードをつけましょう。散歩中や外出先で、どんなアクシデントに遭うか分かりません。ノーリー ドの結果、迷子にさせてしまうのは、飼い主の責任です。万一の場合に備えて「おいで」など呼び戻しがで きるようしつけをしておくことも重要です。 環境政策課費内線1562